

新型インフルエンザ等感染症地域医療体制整備事業における協議体運営要領

19 福保健感第 810 号
平成 20 年 3 月 31 日

最終改正 29 福保健感第 276 号
平成 29 年 6 月 27 日

(目的)

第 1 本要領は、新型インフルエンザ等感染症地域医療体制整備事業実施要綱（以下「要綱」という。）第 4 第 1 項及び第 2 項に規定する協議体の運営に当たって必要な事項を定めることを目的とする。

(感染症医療体制協議会)

第 2 要綱第 4 第 1 項に規定する感染症医療体制協議会の設置及び運営に関する事項は次のとおりとする。

- 1 協議体は次の事項について協議を行う。
 - 一 新型インフルエンザ相談センター、新型インフルエンザ専門外来及び入院医療の確保及び運営等、地域医療体制の整備に関すること。
 - 二 医療資器材の確保に関すること。
 - 三 患者の搬送に関すること。
 - 四 普及啓発等に関すること。
 - 五 その他新型インフルエンザ等発生時の医療体制の整備に関し必要な事項

- 2 感染症医療体制協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。ただし、各開催時における参加者は、協議事項に応じて判断することができるものとする。
 - 一 都及び区保健所代表
 - 二 区市町村代表
 - 三 感染症指定医療機関
 - 四 東京都医師会
 - 五 東京都歯科医師会
 - 六 東京都薬剤師会
 - 七 東京消防庁
 - 八 前各号に掲げる者のほか、必要に応じて、以下の者を協議に加えることができる。
 - (1) 感染症診療協力医療機関
 - (2) 指定二次救急医療機関
 - (3) 災害拠点病院
 - (4) 公的医療機関
 - (5) その他地域医療体制確保のために必要な者又は機関の代表

3 委員の任期

- 一 2年間とする。ただし、他の委員の任期の途中で新たに委員を委嘱する場合等、特別な理由があるときは、2年以内とする。
- 二 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 座長及び副座長

- 一 協議会に座長及び副座長を置く。
- 二 座長には、福祉保健局技監を充て、副座長は座長の指名により選任する。
- 三 座長は協議会を総括する。
- 四 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 招集等

- 一 協議会は座長が招集する。
- 二 座長は、協議事項に応じて協議会の構成員より参加者を決定する。

6 開催回数

年2回程度とする。

7 協議会の公開

協議会は、原則公開とする。ただし、個人のプライバシー保護や公正な行政執行の確保に支障が生じるおそれがある場合は非公開とすることができる。

非公開の決定は、座長又はその他の委員の発議により、出席委員の過半数により決定する。

8 補則

このほか、協議会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

(感染症地域医療体制ブロック協議会)

第3 要綱第4第2項に規定する感染症地域医療体制ブロック協議会の設置及び運営に関する事項は次のとおりとする。

1 協議体は次の事項について協議を行う。

- 一 地域における新型インフルエンザ相談センター、新型インフルエンザ専門外来及び入院医療の確保及び運営に関すること。
- 二 医療資器材の確保に関すること。
- 三 患者の搬送に関すること。
- 四 ブロックにおける新型インフルエンザ発生時対応訓練に関すること。
- 五 ブロック別の感染症地域医療体制に関する整備計画（以下「ブロック別感染症地域医療確保計画」という。）の策定に関すること。
- 六 その他新型インフルエンザ等の地域医療体制の整備に関し必要な事項

2 感染症地域医療体制ブロック協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。ただし、各開催時における参加者は、協議事項に応じて判断することができるもの

とする。

- 一 都保健所
- 二 ブロックを構成する区市町村
- 三 感染症指定医療機関
- 四 感染症診療協力医療機関
- 五 地区医師会
- 六 地区歯科医師会
- 七 地区薬剤師会
- 八 東京消防庁
- 九 前各号に掲げる者のほか、必要に応じて、以下の者を協議に加えることができる。
 - (1) 指定二次救急医療機関
 - (2) 災害拠点病院
 - (3) 公的医療機関
 - (4) その他、地域医療体制確保のために必要な者又は機関の代表

3 委員の任期

- 一 2年間とする。ただし、他の委員の任期の途中で新たに委員を委嘱する場合等、特別な理由があるときは、2年以内とする。
- 二 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 開催回数

年3回程度とする。

5 協議会は、非公開とする。

6 補則

このほか、協議会の運営に関して必要な事項は、健康安全部長が定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月7日付21福保健感第176号）

この要領は、平成21年7月7日から施行する。

附 則（平成23年6月16日付23福保健感第203号）

この要領は、平成23年6月16日から施行する。

附 則（平成28年3月25日付27福保健感第1098号）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日付28福保健感第1063号）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月27日付29福保健感第276号）

この要領は、平成29年6月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。